回覧

かんきょうだより

第46号
平成24年2月1日
【役場住民課生活環境係】
電話 2―3133

不法投棄の防止にご協力ください！

人目に付かない場所での車窓からのポイ捨て、粗大ごみ不法投棄が問題となっております。
もしも、ごみをみだりに捨てたり、悪質な不法投棄と思われるような現場を見かけましたら、注意をしていただくか、役場までご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

また、現在は一部の家電（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど）は、リサイクルの対象となっております。
粗大ごみでは出せませんので、ご理解ご協力をお願いします。

（不法投棄は5年以下の懲役もしくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金、またはその両方が科せられます。
また、不法焼却（野焼き）についても同様の罰則があります。）

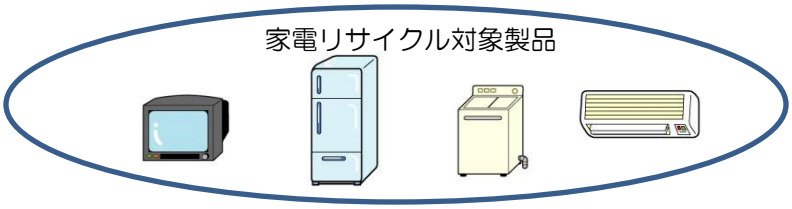

浅茅野郵便局でごみ袋販売をしております

平成23年9月から、浅茅野郵便局で村指定のごみ袋の販売を扱っております。
なお、生ごみ専用袋は扱っておりませんのでご了承ください。